

## 公立大学法人公立小松大学における法人規則に関する規則

平成30年4月1日

規則第17号

(趣旨)

第1条 公立大学法人公立小松大学（以下「法人」という。）における法人規則の種類及び制定手続に関しては、別に定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(種類)

第2条 法人規則の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各々の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 学則 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条に規定する事項について、経営審議会又は教育研究審議会の議を経るとともに、理事会の議を経て、理事長が定めるものとする。
- (2) 規則 法人又は公立小松大学の運営に関する重要事項について、理事長又は学長が理事会、経営審議会又は教育研究審議会の議を経て制定するもの及び学長選考会議議長が学長選考会議に諮って定めるもの。
- (3) 規程 法令、定款又は学則もしくは規則等の規定に基づき委任された事項及び法人の運営又は教育研究に係る基本的事項について、経営審議会または教育研究審議会の議を経て、理事長又は学長が定めるもの。
- (4) 細則 学則、規則又は規程を実施するため、理事長、学長又は各組織の長が制定するもの
- (5) 要綱、要項又は要領 理事長、学長又は各組織の長が、その権限に属する事項の実施について定めるもの
- (6) 内規 組織内の事項について、当該組織の長が定めるもの
- (7) 申合せ 理事会等で一定事項を申し合わせるもの

(制定手続)

第3条 学則、規則、規程及び細則（以下「規則等」という。）を制定し、又は改廃する場合には、当該事務を担当する課長等は、理事長又は学長等の決裁後、浄書した電磁的記録を作成し、原議書とともにこれを総務課長に回付しなければならない。

(規則番号)

第4条 例規等には、総務課長が規則番号を付与するとともに、規則番号簿（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

2 前項の規則番号は、規則等の種類ごとに年間を通じて一連の番号とする。

(施行期日)

第5条 規則等は、当該規則等をもって特に施行期日を定めることができる。

